

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年8月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：パキスタン国鉱物資源セクター情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称： パキスタン国鉱物資源セクター情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号： 26a00482

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 8 月 5 日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：パキスタン国鉱物資源セクター情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹
- (4) 契約履行期間（予定）：2026年10月から2027年2月
先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型契約
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。
- (6) 部分払の設定
本契約については、部分払いを想定しておりません。

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
パキスタン事務所
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年8月10日まで
2	入札説明書に対する質問	2026年8月19日 12時まで
3	質問への回答	2026年8月24日まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2026 年 8 月 28 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026 年 9 月 10 日 11 時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び 2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント

等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/hwJ3qwcpGN>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出書類

技術提案書・入札書・別見積書

(3) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通

知されない場合は、上記２．選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICA にて責任をもって削除します。

8. 入札書

- （１）入札価格の評価は、「第２章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税１０％が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- （２）競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- （３）競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- （４）入札保証金は免除します。
- （５）入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- １）競争に参加する資格を有しない者のした入札
- ２）入札書の提出期限後に到着した入札
- ３）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ４）明らかに連合によると認められる入札
- ５）同一競争参加者による複数の入札
- ６）条件が付されている入札
- ７）定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- ８）その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- （１）日時：上記２．（３）日程参照
- （２）入札会の手順
 - １）開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
 - ２）再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（３）のとおりです。
- ３）入札途中での辞退：
「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札

の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

（３）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は２回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（４）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（５）入札会の終了

３回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

（１）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

（２）技術評価の方法

「第３章 技術提案書作成要領」の別紙２「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

（３）価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100 点

＊最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

（４）総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$（総合評価点）＝（技術評価点）× 0.7 + （価格評価点）× 0.3$$

（５）落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が２者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- （１）落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- （２）速やかに契約書を作成し締結します。
- （３）契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

12. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙1の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

パキスタンでは、慢性的な外貨不足や貿易赤字を背景に、輸出主導型産業の促進と更なる外資獲得を最重要課題に据えている。同国の国家開発計画「Uraan Pakistan 2024～29」では、産業の輸出促進とともに、エネルギー及びインフラ整備が重点分野であり、特に、近年投資及び開発計画が進むレコディク鉱山をはじめとした、銅、金、クロム、リチウム、レアアース等の採掘が見込まれる鉱業が、成長させるべき重点産業として位置づけられている。また、「National Minerals Harmonization Framework 2025（以下、NMHF という。）」は、鉱業分野の制度・法規・投資環境を全国レベルで統一・近代化するための包括政策として取りまとめられ、更なる外国投資の呼び込みを図っている。

一方、パキスタンは6～8兆ドル規模とも言われる豊富な鉱物資源を有し、90種類以上の鉱物が確認されているものの、商業生産に至っているのは半数以下に留まり、その多くは未開発または付加価値がつかない段階である。その理由として、探査・開発に係る技術力の不足、鉱山開発に必要な電力・輸送インフラの整備不足、州ごとに異なる制度や許認可手続きの煩雑さ、治安、カントリーリスク等が挙げられる。また、近年拡大する外資の参入においては、環境社会配慮や地域住民との合意形成の不十分さ、治安上のリスクといった課題も顕在化しており、持続可能かつ包摂的な資源開発の枠組み構築が求められている。

さらに、鉱業分野の発展は、貿易赤字の縮小化や産業多角化にも資するものの、現状では国内の付加価値創出（精錬・加工等）が限定的である。このため、単なる資源開発にとどまらず、探鉱から採掘、選鉱、製錬、輸出に至るまで、バリューチェーン全体の強化向上が必要とされる。

第2条 調査の目的と範囲

1. 調査の目的

本調査はパキスタンにおける鉱物資源セクターの現状と課題を整理するとともに、同分野において JICA の協力の可能性を検討することを目的とする。特に、持続可能な鉱業開発を推進するための環境社会配慮及び制度・ガバナンス強化等のソフト面の協力に加え、鉱物資源バリューチェーン上で、日本企業の参入可能性を高めるための JICA による投資環境整備及び資金協力の検討など、多角的な協力オプションの検討を行う。

2. 対象地域

パキスタン全土（イスラマバード首都圏、シンド州（カラチ）、バロチスタン州、ハイバル・パフトゥンハー州（以下、KP 州）等

※現地調査対象地域は外務省安全情報危険レベル 2 以下の地域に実施することとし、受注者との相談のうえ決定する。バロチスタン州及び KP 州に関する調査は、文献調査やオンライン・電話での関係者へのヒアリングを実施し、渡航禁止地域での日本人による現地調査及び活動は実施しない。

第 3 条 調査実施の留意事項

1. 調査手法

パキスタン政府関係機関や本邦関係機関の公開情報やこれら機関からのヒアリングから得た情報を元に「第 4 条調査の内容」に基づき調査を行う。第 4 条の 1.～3. についてはローカルコンサルタントへの再委託により効率的に情報収集を行う。再委託費用は定額での計上とする。

2. 本邦企業及び本邦関係機関のニーズの把握

本調査の実施に当たっては、パキスタンの重要鉱物分野に対する日本側の関心及びニーズを的確に把握する観点から、経済産業省、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）、在パキスタン日本企業等へのヒアリングを実施すること。特に、対象鉱種に対する関心、参入に当たっての課題及びリスク認識、必要とされる支援策等について整理し、JICA による協力の方向性に反映すること。

3. 他国の動向の把握

パキスタンの鉱業分野においては、中国が長年にわたり探査、鉱山開発及び関連インフラ整備に参画しているほか、近年は欧米企業による大型鉱山開発への投資も進展している。このため、本調査では、中国、欧米諸国及びそれらの企業・開発金融機関等の動向について十分に調査・分析を行うこと。特に、主要鉱物ごとの探査・開発案件における参画状況、投資規模、出資構造、権益保有状況の内

容を整理するとともに、日本及び JICA が協力を検討する上で、他国との差別化、協力余地について考察すること。

4. 地域社会への裨益及び持続可能な鉱業開発への配慮

バロチスタン州においては、資源開発による利益配分を巡る地域住民の不満、地域雇用機会の不足及び治安上の課題等が指摘されている。この点を踏まえ、鉱業開発が地域社会に与える影響及び住民裨益の実態を十分に把握すること。その上で、地域住民への利益還元、地域雇用の促進、人材育成及び地域開発の観点から、鉱業開発の社会的受容性及び持続可能性の向上に資する方策について検討し、JICA による協力可能性を含めて提言を行うこと。

5. 州レベルの制度分析

州レベルの制度分析については金その他、銅、クロム、リチウム、アンチモン、レアアース等の重要鉱物が多く埋蔵している KP 州及びバロチスタン州を主な対象とする。

第4条 調査の内容

1. パキスタンにおける鉱物資源の賦存状況の把握³

(1) 重要鉱物の賦存状況及び資源ポテンシャルの整理

日本政府が重要鉱物として位置付ける鉱物（銅、クロム、リチウム、レアアース、ニッケル、コバルト、グラファイト、マンガン、アンチモン等）を中心に、パキスタン国内における鉱物資源の賦存状況を整理する。具体的には、以下の情報を収集・整理すること。

- 鉱種別の推定埋蔵量、資源量及び品位
- 主要鉱床・有望鉱区の分布状況
- 未開発鉱床及び探査有望地域の概要
- 鉱物資源データベースの整備状況

なお、情報収集に当たっては、エネルギー省石油局（Ministry of Energy, (Petroleum Division) ）、特別投資円滑化評議会（Special Investment Facilitation Council (SIFC) ）、州政府鉱物部局、パキスタン地質調査所（Geological Survey of Pakistan: GSP）、パキスタン宝石・鉱物協会（Pakistan Gemstone & Minerals Association）、Pakistan

³ 具体的な重要鉱物の分析対象及び評価手法についてプロポーザルで提案すること。

Mineral Development Corporation（国営）、探査事業者及び現地民間企業等から幅広く情報を収集すること。

2. パキスタンにおける鉱業政策・法制度・行政体制の整理

（1）国家政策の把握・整理

Uraan Pakistan、National Minerals Harmonization Framework 等、パキスタンの国家戦略及び政策方針について整理し、重点鉱種、外国投資誘致方針、バリューチェーン関連企業育成方針、輸出促進政策等の観点で分析を行うこと。

（2）バロチスタン州及び KP 州政府の鉱業政策及び制度の整理

鉱物資源を豊富に有する上記 2 州を対象に鉱業法、投資関連法制度、税制・ロイヤルティ制度、環境社会配慮の制度、鉱業開発に係る地域住民への利益還元の仕組み、鉱山保安の制度等を整理する。

（3）連邦政府および州政府の鉱業行政機関の役割分担の整理

連邦政府及び州政府における鉱業行政機関について、その権限及び役割分担を整理する。連邦政府と州政府の権限分担、許認可権限の所在、制度上の課題について分析すること。

（4）外資参入の規制、形態、契約枠組みの整理

探査及び鉱山開発事業に係る外資参入の規制、形態、契約枠組みについて情報を整理し、外資参入の際の課題を整理すること。

3. パキスタンにおける鉱業バリューチェーン（探査、鉱山開発、選鉱、製錬、輸出等）の現状と構造の把握

（1）探査事業

- ① パキスタン政府機関及び民間企業の探査活動における役割を整理する。
特に、JICA の支援により 1991 年に設立された地質科学研究所や GSP の機能・役割について整理するとともに、GSP が整備・提供する地質情報がパキスタン政府の鉱業政策や開発案件に係る意思決定にどのように活用されているかを分析する。また、探査成果が民間投資や鉱山開発につながるまでの制度的・実務的なプロセスについても整理する
- ② 1. で整理した重要鉱物を対象として、パキスタン政府機関及び外国企業が現在実施中又は近年実施した探査活動の状況並びに地質データの整備状況を整理する。特に、対象鉱種ごとに、探査段階（概査、精査、ボー

リング調査、プレFS、FS等)、探査実施主体、実施地域、主な成果及び今後の開発見通しについて把握する。

(2) 鉱山開発

- ① 鉱山開発への投資促進に係る中央政府、州政府及び鉱物関連機関の役割を整理するとともに、探査から鉱区付与、開発許可、操業開始に至る一連の手續・制度の流れを整理する。また、操業中及び開発中の主要鉱山における政府機関及び外資の役割、出資構造、権益保有状況等の参画形態について分析する。
- ② 外資が参画する操業中の主要鉱山及び開発案件を対象として、鉱山開発及び操業の実態について以下の情報等を収集・整理する。
 - 鉱山・鉱区に関する情報
鉱山名、鉱種、埋蔵量及び資源量、生産能力及び生産実績、開発段階（探査、FS、建設、操業等）、インフラ状況等
 - 関連事業者に関する情報：
参画企業名、企業概要、権益保有比率、開発資金の調達方法等

(3) 選鉱

- ① パキスタンにおける主要鉱物の選鉱・鉱石処理の実施状況について整理する。特に、選鉱施設の立地状況や対象鉱種等を把握するとともに、選鉱事業に関与する政府機関、国営企業、民間企業及び外国企業の役割について整理する。
- ② 1. で整理した重要鉱物を対象として、操業中又は開発中の主要案件における選鉱プロセスの実態について調査する。特に、設備供給者、操業主体等の情報を収集・整理するとともに、国内で選鉱が行われている割合及び未加工鉱石又は半加工品として輸出されている実態について分析する。

(4) 精錬

- ① パキスタンにおける製錬産業の現状について整理する。特に、主要鉱物ごとの製錬施設の有無、操業状況について把握する。また、製錬事業に関与する政府機関、国営企業、民間企業及び外国企業の役割を整理する。
- ② 1. で整理した重要鉱物を対象として、操業中、もしくは計画中の製錬・プロジェクトや電力等の関連インフラについて調査する。特に、対象鉱

種、事業主体、投資額、事業化段階及び今後の開発見通し等を整理する。

4. 鉱業バリューチェーンの総合分析及び課題の整理

(1) 上記1～3で整理した情報をもとにパキスタンにおける重要鉱物の鉱業バリューチェーンの全体構造を整理する。特に、探査、鉱山開発、選鉱、製錬、輸出の各段階における主要プレーヤー、政府機関及び外国企業の役割並びに各工程間の連携状況や各工程の課題を分析する。

(2) パキスタンの鉱業バリューチェーンの各工程の課題について以下の観点から分析する。

- ① 関連インフラに関する課題
- ② 政策及び法制度の課題
- ③ 投資環境・経済性の課題
- ④ 環境社会配慮上の課題

5. 本邦企業及び鉱業関連団体の整理

(1) 在パキスタン（カラチ）本邦企業へのヒアリング等を通じて、関心を有する鉱種、事業段階（探査、開発、操業、オフテイク等）、参入条件、懸念事項及び投資判断上の課題を把握する。また、本邦企業が参画可能な事業機会について整理するとともに、参入促進に向けて必要な支援策や官民連携のあり方について分析する。

(2) 国際協力銀行（JBIC）や JOGMEC 等の非 ODA の公的資金を対象に重要鉱物の確保に向けた取組や海外鉱業分野に対する関心事項、パキスタンの位置づけを整理する。

6. 日本への裨益を見据えた JICA の協力における優先分野及び具体的協力候補の整理

4

(1) 1～5で収集した情報を元にパキスタンの持続的な鉱物バリューチェーン開発、我が国の重要鉱物の安定供給確保及び日本企業の事業機会創出の観点から、JICA が重点的に取り組むべき協力分野及び案件形成の方向性について提言を行う。具体的には日本及び JICA の技術的・制度的優位性を踏まえた ODA 事業アイデアの提案を行う。なお、提案の対象は円借款、無償資金協力（経済社会開発計画含む）、技術協力、民間連携事業（海外投融資、中小企業・SDG ビジネス支援事業）とする。

⁴ 日本への裨益を評価するための具体的な分析手法についてプロポーサルで提案すること。

- (2) 各分野について、パキスタン側のニーズ、日本への裨益、実現可能性及び波及効果等の観点から優先順位を整理する。また、短期（1～3年）、中期（3～7年）、長期（7年以上）の時間軸で優先順位を整理する。
- (3) 協力の実施に当たり想定されるリスク（治安、制度変更、政策・規制、インフラ、環境・社会配慮等）及び対応策を整理する。

第5条 報告書等

本業務は「調査業務」であり、本業務の成果品は「ファイナルレポート」とする。業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word又はPDF データも併せて提出する。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

1. 提出報告書

報告書名	提出期限	言語	形態	部数
インセプション・レポート	2026年10月末 (契約締結から1か月後)	日本語	電子	-
ドラフトファイナルレポート	2026年1月末	日本語・英語	電子	-
ファイナルレポート	履行期限末日	日本語・英語	電子	
			製本	日本語・英語 3部ずつ
			CD-RM	日本語・英語 2枚ずつ

2. その他提出物

(1) 議事録等

関係機関からのヒアリングや各協議後には議事録（面談録）を作成し、都度 JICA に提出すること。

(2) パキスタン関係機関等への提出文書

パキスタン関係機関等からのヒアリングや協議、アンケート調査等に必要な資料・文書を発注者からの指示、あるいは発注者と相談のうえで作成す

る。パキスタン関係機関への提示にあたっては、事前に JICA に提出し確認を得ること。

(3) 収集した資料／データ

収集した情報／データは、報告書別添資料集として提出すること。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)**

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	重要鉱物の分析対象及び評価手法	第4条 調査の内容 1. パキスタンにおける鉱物資源の賦存状況の把握
2	日本への裨益を評価するための分析手法	第4条 調査の内容 6. 日本への裨益を見据えた JICA の協力における優先分野及び具体的協力候補の整理

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 4.91 人月

(現地渡航回数：延べ6回)

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙2 技術提案書評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／総括／〇〇 格付の目安(3号))】

1) 対象国及び類似地域：全世界

2) 語学能力：英語

(4) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 第4条1. ～ 3. に関する現地関係者への情報収集業務

(5) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 特になし。

2) 公開資料

- 特になし。

(6) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(7) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) パキスタンへの渡航については、JICA による事前の渡航承認が必要であるた

め、渡航の1か月前を目途に渡航日程案をパキスタン事務所へ提出する必要があることに留意してください。また、カラチへの渡航に際しては安全管理部によるセルフ・ディフェンス研修の受講が必須であるほか、パキスタン全土への新規渡航者はパキスタン事務所から安全管理に関するオンラインブリーフィングを受講する必要があることについて、留意してください。

2. 技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力 1) 類似業務の経験

類似業務：全世界における鉱業に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	現地調査における現地関係者に対する情報収集業務	第4条 調査内容 1. ～ 3.	6,000,000 円	現地調査における現地関係者に対する情報収集に係る経費	再委託費（現地再委託費）
2	安全対策関連経費	第4条 調査内容 5. 本邦企業及び鉱業関連団体の整理	240,000 円	防弾車の備上にかかる経費（カラチ市への渡航）	一般業務費（車両関連費）
3	安全対策関連経費	第4条 調査内容 5. 本邦企業及び鉱業関連団体の整理	8,000 円	警備員の備上にかかる経費（カラチ市への渡航）	一般業務費（特殊傭人費）

（４）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（６）その他留意事項

特になし。

以上

別紙２：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2